夏期一時金の支給日に関する項目

期末・勤勉手当については、現行の期末・勤勉手当条例に基づき、６月２８日に支給したい。

一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）に関する項目

「民間の支給割合の実態を見ると、役職段階別にかなりの差があり支給割合を均衡させる」という趣旨から、平成２年に制度化したものであり、要求に応じることは困難。

勤勉手当への「成績率」適用に関する項目

評価結果の勤勉手当の成績率への反映は、「勤務実績のより的確な反映」のために、平成１９年度から前年度の評価・育成システムの評価結果を活用し、実施しているところ。

常勤講師・臨時主事の夏期一時金は、基準日の翌月から基準日までの在職・勤務期間に応じて支給することに関する項目

臨時的任用については、欠員等が生じた場合に厳格な能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であり、同一人ではその任期を最長１年としているところ。任用期間を終え退職した者を、やむを得ず再度任用する場合においては、制度趣旨を踏まえ、その職や任用の必要性を十分に吟味しており、不必要な空白期間が生じることのないよう、今後とも適切に対応してまいる。

教職員の臨時的任用については、地方公務員法等の改正趣旨を踏まえ、令和２年４月以降、同一人について改正地方公務員法２２条の３第１項の規定に基づく臨時的任用を行うにあたっては、新たな任期と前の任期との間の空白期間の有無を考慮することなく、業務上必要な期間等で任用を行ってまいりたい。この場合において当該任用を行うにあたっては、更新する場合を除き、その都度、給与決定を行うこととしたい。

非常勤講師等、非常勤職員に正規教員と同率の年間一時金制度を支給することに関する項目

非常勤の職員に対して、一時金を支給することは、現時点においては、地方自治法の規定から困難。

会計年度任用職員の期末手当支給割合については、再任用職員以外の常勤職員の期末手当の支給割合に準じた割合とするとして提案・協議したところ。